

## 一般社団法人日本人間工学会代議員及び役員選挙規程

制定：平成 21 年 7 月 1 日  
改訂：平成 23 年 2 月 22 日  
改訂：平成 25 年 6 月 1 日  
改訂：平成 27 年 5 月 7 日  
改訂：平成 28 年 1 月 12 日  
改訂：平成 29 年 4 月 28 日  
改訂：平成 29 年 9 月 26 日  
改訂：2019 年 9 月 30 日

### (目的)

第 1 条 一般社団法人日本人間工学会（以下学会という）定款第 5 条並びに第 13 条に規定する代議員並びに理事（理事長候補及び副理事長候補を含み、各支部選出の支部長及び理事長推薦を除く）、監事（以下役員という）の選挙を円滑に行うため本規程を定める。

### (選挙管理委員会の設置)

第 2 条 選挙に関する業務を遅滞なく遂行するため、理事会は代議員及び役員任期満了年度に選挙管理委員長 1 名を指名する。

第 3 条 選挙管理委員長は正会員より若干名の委員を指名して選挙管理委員会（以下選管委という）を組織し、その業務運営に当たる。

### (被選挙権及び選挙権)

第 4 条 代議員及び役員の被選挙権及び選挙権は代議員及び役員任期満了年度 6 月 30 日現在の正会員にある。

### (代議員及び役員選挙の順序)

第 5 条 代議員及び役員選挙は原則として代議員、理事（理事長候補及び副理事長候補を含み、各支部選出の支部長及び理事長推薦を除く）及び監事の順に行う。

### (代議員の選挙とその定数)

第 6 条 代議員選挙は選挙権者による電子投票とし、インターネットを介して実施する。

代議員の定数は原則として支部毎に代議員任期満了年度 6 月 30 日現在の正会員数の 10%を基礎とし、端数を生じた場合には四捨五入する。

ただし、支部正会員数 500 名までは 1 名をこれに加える。

### (代議員選挙の告示)

第 7 条 選管委は前条の手続きを経て支部毎に代議員被選挙権者氏名及び定数を通知し、投票締切日を指定して当該支部の選挙権者に告示する。

### (代議員選挙の投票)

第 8 条 選挙権者は当該支部代議員定数以内の候補者を選び、投票締切日までに第 6 条で示された所定の方法に従って投票を行う。ただし、代議員定数が 15 名を越える支部にあっては 15 名を限度とする。

### (理事(理事長候補及び副理事長候補を含む)及び監事の選挙とその定数)

第 9 条 理事(理事長候補及び副理事長候補を含む)及び監事の選挙は新しく選ばれた次期代議員当選者

(以下代議員内定者という)による通信選挙またはインターネットを介した電子投票で実施する。

理事(理事長候補及び副理事長候補を含む)は各支部選出の支部長及び理事長推薦による若干名を除く 20 名を、監事は 2 名を選出する。理事長候補及び副理事長候補は定款 12 条に規定する数を選出す

る。

(理事(理事長候補及び副理事長候補を含む)及び監事選挙の告示)

第 10 条 選管委は理事(理事長候補及び副理事長候補を含む)及び監事被選挙権者氏名並びに定数を通知し、投票締切日を指定して代議員内定者に告示する。

(理事(理事長候補及び副理事長候補を含む)及び監事選挙の投票)

第 11 条 代議員内定者は選挙による理事(理事長候補及び副理事長候補を含む)及び監事の定数以内の候補者を選び、投票締切日までに第 9 条で示された所定の方式に従って投票を行う。

(選挙における無効事項)

第 12 条 代議員及び役員選挙における次の事項は無効とする。

- 1 所定の方式に従って投票を行っていないもの
- 2 不正に投票を行っているもの
- 3 候補者の指定なしで投票したもの
- 4 その他選管委が無効と認めたもの

(選挙における当選者の決定)

第 13 条 選管委は各投票において有効投票数のうち、すべて得票数上位の者より規定する定数を当選者とする。ただし、同数の得票者より当選者を決定するにあたっては抽選による。

(当選者への通知と代議員及び役員就任の承諾)

第 14 条 選管委は各代議員及び役員当選者に速やかに通知し、代議員及び役員就任の諾否を確認しなければならない。辞退者が生じた場合は次点者を繰上げて当選者とする。

第 15 条 理事及び監事選挙においてそのいずれかにも当選したものは、原則として理事を優先する。

(代議員及び役員選挙結果の報告並びに承認)

第 16 条 選管委は代議員及び役員選挙の結果について定時社員総会において報告し、かつ承認を得るものとする。

第 17 条 この規程に定めるもののほか、代議員及び役員選挙に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(改廃)

第 18 条 本規程の改廃は理事会の議決を経て行う。

付 則

第 1 条 理事は、連続して 2 期(4 年)を超えることはできない。ただし、1 期(2 年)経過すれば理事の被選挙権を得る。

第 2 条 監事は、連続して 2 期(4 年)を超えることはできない。ただし、1 期(2 年)経過すれば監事の被選挙権を得る。

第 3 条 本規程は 2019 年 9 月 30 日より施行する。